

第8回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年8月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和4年8月5日（金） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年8月5日（金） 午後3時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事 補	藤吉 文女
参事 補	酒井 伸也
主 事	山内 将平

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第45号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第46号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 報告第8号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農地利用最適化推進委員の選任について

午後1時55分開会

○事務局長（増富 浩彦君） 議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

なお、本日の出席者は、農業委員会法第27条第3項の規定による過半数に達しております。会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

暑い中、また、コロナが大発生しておりますけども、そういう状況の中、ご参集いただき感謝申し上げます。

なお、コロナに関してですけど、昨日は、長崎県が2,700人で、市が106人でしたかな。最高になっております。皆様方も、もし、コロナに感染された場合は、事務局のほうにご連絡いただければと思います。

以上、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから令和4年第8回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしく申し上げます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、9番、徳永委員、10番、草野有美子委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第8号、非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第41号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号17番から22番まで、6件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長、徳永です。

東部調査関係分は、申請番号17番から19番です。

申請番号17番は、遠方におり耕作できないため姉に譲る案件。

18番は子に譲る案件で、19番は規模拡大のため、譲り受ける案件です。

申請番号17番から19番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号17番から19番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。17番から19番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号20番、21番です。

20番、21番ともに耕作できないため、譲り渡す案件です。

申請番号20番から21番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号20番から21番について、ご質疑ありましたらお願いします。20番から21番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号22番です。

22番は、買受人ではなく、譲渡人からの要望のため、買い受ける案件です。申請書や議案書の申請事由と反対だそうです。

申請番号22番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号22番について、ご質疑がありましたらお願いします。22番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第41号、申請番号17番から22番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第42号の朗読〕

議案書6ページ、申請番号16番から17番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、中部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号16番です。

16番は、進入路用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。

申請番号16番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号16番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号17番です。

17番は、道路の追認申請です。平成5年に土地改良で換地されています。平成13年に当事者である申請人の父が亡くなり、相続したところ、今は道路として使っているのに畑のままだったため、今回の申請になりました。非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるため、簡易手続相当の違反案件であると思われます。申請地は農振白地、周りも住宅と道路で囲まれているため、第3種農地と判断しました。

申請番号17番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号17番について、協議いたします。各委員さん、質問がありましたらお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 15番の森崎です。

これなんかはさ、市のほうが一番悪い。市じゃなくして、これは南串町やけど、その時点で、大体道路にしておかんといかん。こがんで残すけ、書類ば1回1回出さにやあですね。ほんな道路さ。そがんとこは、やっぱり、市のほうもう少し道路課か何かがさ、ぴしゃっとして、出してほしかですね。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局、何か。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から。もう3年ぐらい前から、ぼつぼつ、そういったところは、市の用地課も整備ばしていきよっとですけど、まだ追いついとらん件もありますので、その辺は十分伝えときます。（「はい」と言う者あり）はい。（「多かとやもんね」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ほかに何かございせんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第43号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号2番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第43号、申請番号2番については、農地法第5条第1項、申請番号20番と同一事業による転用であるため、次の5条申請と一括協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、次に一括審議することとします。

次に、日程第5、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第44号の朗読〕

議案書10ページ、申請番号16番から25番まで、10件の申請がっております。詳しくは資

料の別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

今度ちょっと口述書が長いので、ゆっくり発表いたします。よろしくをお願いします。

東部調査関係分は、申請番号16番から20番です。

申請番号16番は、九電の鉄塔の防さび工事を行うため、資材置場用地への一時転用申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の農地の集団の一面にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、5か月間の一時転用であることから、例外的に許可できる案件と思われま

す。申請番号17番と18番は、同じ転用者の申請です。

17番は、表土置場を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。

18番の方は、資材置場用地への転用申請です。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の農地の集団の一面にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、転用目的が既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えないことから例外的に許可できる案件と思われま

す。申請番号19番は、太陽光発電所用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。平成26年9月19日付で株式会社フジオカとの間に5条許可が下りていたのを、今年の1月5日の総会で取り消したところです。転用者が変わり、新しく申請しています。

次に、議案第43号、5条計画変更の申請番号2番と認定申請の申請番号20番です。申請地は昭和60年4月24日付で、一般個人住宅用地として許可を受け、地鎮祭も行って工事の準備をしたそうですが、家庭の事情で資金不足になって計画を実行できなかったとのこと。今回は当初計画者のお孫さんが承継し、一般個人住宅用地として申請されています。申請地は農振白地、宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

議案第43号の申請番号2番と議案第44号の申請番号16番から20番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

ありがとうございました。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、議案第43号、申請番号2番と議案第44号、申請番号16番から20番についてご質

疑がありましたらお願いします。16番から20番についてご質疑ございませんか。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 17番、小筏ですけど、太陽光ですね。何番やったかね。

○議長（馬場 保君） 19。

○委員（17番 小筏 正治君） 19番で、この案件につきましては、ちょっと大きい分なもので、何やかんや、地域のほうでいろいろと心配される中で、地域の方と説明会なり、二、三回された様子なんですけど、1番心配にされたのが雨水の問題です。雨水の問題で、これ図面を書かれた方が専門的に最高の雨量での計算と思うんですけど、私も現地を見に行ったとき、結構草が生えて、中に入っ
て見るようなことが、よくできなかったんですけど、しかし、図面において審議をしたわけですけども、なかなか地図を、図面を見て、皆様とこう、雨水的なあれは分かってですか、これ。私、あまり、雨の量と排水のあれがどうかとよう分からんでおるんですけど、おったんですけど、地域の人たちも説明のときは、こういう図面での説明で、あまりよう分からんけど、適当なところでますを造って、ちゃんとして、雨のときでも被害がないようにしたいと、しなければならぬということですね。いわゆる説明がある中で、地域の方そしてまた水利関係の方も了解されたということでございます。

ちょっと、ずっと下のほうに民家があるので、私も非常に心配しとったわけなんですけど、特別な大雨が降った場合はやむを得んかなと、被害が生じて、しょうがないかなという感じですけど、東部調査会では、許可相当であろうということになった。

そういう中で、そういう、九電とか何とかのそういう経済的にか、そういう書類があるんですかと聞いたところ、今日ここに経済産業省から、ちゃんともらっていますという書類がですね。こういうのがあれば、ちゃんと設置済で、ということで、私も安心したんですけど、何しろ規模が多かったもので、そして10円ぐらいと、1キロ10円ぐらいで合うのかどうか、よう分からんですけど、いろんな審議を東部調査会の中で、その中で何とか、許可相当ではないかということになったんですけど、皆さん、そこあたりを納得されてもらえるのかどうか。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

○事務局（藤吉 文女君） 議長、事務局からよろしいですか。

○議長（馬場 保君） はい、事務局。

○事務局（藤吉 文女君） 先ほどの太陽光発電でございますが、別添2、36ページの平面図を御覧ください。

図面に対して、島原地区での時間最大雨量103ミリで計算して、素堀側溝を掘る予定というのを転用者から聞いております。それを基に今道路河川課の担当のほうに流量計算について確認をしてもらっているところです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

先ほど、小筏委員、事務局より説明が19番に対してありましたが、何か皆様方からございませんか。

なお、この19番に関しましては、面積が5反、2畝ばっかなっとなつてですけど、3反以上の太陽光発電は県の諮問を受けなければなりません。そういうことやろ、事務局。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。常設委員会に意見を求めんばいかんごととなっております。

○議長（馬場 保君） 今度10日の日に常設委員会があります。そのときに、事務局から来て説明していただくとお思います。

ほか、ございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、申請番号21番から24番です。

21番は、資材置場用地への転用申請です。申請地は農振白地、周りを宅地に囲まれているため、第3種農地と判断しました。

22番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われまます。

23番も一般個人住宅用地として申請されています。申請地は農振白地、阿母崎駅から300メートルの区域内にあるため、第3種農地と判断しました。

24番も一般個人住宅用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。

申請番号21番から24番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号21番から24番について、ご質疑がありましたらお願いします。21番から24番について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いいたします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長、草野です。

西部調査会分は申請番号25番です。

25番は、事務所及び資材置場用地への転用申請です。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の一部であることから第2種農地と判断しました。

申請番号25番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号25番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第43号、申請番号2番及び議案第44号、申請番号16番から25番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第45号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第45号の朗読〕

議案書14ページ、整理番号1番から、議案書34ページ、整理番号31番までです。整理番号1番から4番については貸借に係る案件、整理番号5番から15番については所有権移転に係る案件、整理番号16番から31番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第45号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る整理番号1番から4番についてご質疑ありませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 7番ですけど。

○議長（馬場 保君） 今、1番から4番を……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 1番、4番やったか。

○議長（馬場 保君） 進めておりますので、後でお願いします。

1番から4番についてありませんか。ご質疑。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る整理番号5番から15番について、ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 7番ですけど、売り主の経営面積は5反で、貸付けが6反7畝となっていますけど、これ、どこの管理。3反1畝売ったら、どがん管理になるでしょうか。計算。計算は分かりますけど。

○議長（馬場 保君） 事務局、誰か。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 貸付けがなかったら、話分かっとけど、貸付けが6反いったなら、6反7畝なつとるけん。それがどがんかなということです。

○事務局（藤吉 文女君） すみません。事務局で確認して、即報告します。

○議長（馬場 保君） この件は、東委員が近くだと思えますけども。

○委員（14番 東 康敬君） この件について説明をしたいと思えます。

まず、この売り主というのは、相続ということでしたわけですけども、この売買という形に成立したわけです。この売買の中で、3反1畝というのが売買が成立したわけですけども、これも、この住所というのが、もう瑞穂でも相当上のほうで、どっちかといえば、消滅集落のような形のところで、買い手もなかなかいないという状況の中で、やっと、この買い主が重い腰を上げられて、ほんなら買いましょうという形で、こういう形になったわけです。

それと、今、森崎委員が言われるように、貸付けが6反7畝というのはないと思えます。財産の中にもなかったと思えますので、今、調べはしよるんだらうけど、私が入った中では、この貸付地というのはなかったような感じがします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。森崎委員、よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。よかです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。5番から15番です。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、次に、農地中間管理事業に係る整理番号16番から31番について、ご質疑ございませんか。16番から31番についてご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第45号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっと、そこです、ちょっとお聞きしますけど、この経営と自作と貸付けと、これを足したときに、プラスマイナスゼロにならんとやろ。

○議長（馬場 保君） 事務局、分かりますか。今の質問。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、ほら、こん16番なんかさ、経営面積と自作地が一緒でさ、それ貸付けが1反幾らになっとるけん。こがんとは、どがんなん。どがん計算。その計算の仕方が分からんです。

○議長（馬場 保君） 16番について、事務局、分かりますか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） どがん計算の仕方ばするとか、教えてくれるかなと思って。

○事務局長（増富 浩彦君） 経営、自作、貸付けの数字。

基本的に、16番でいけば、経営面積が6,565、この経営面積いうたら、自作面積ですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 自作面積……。

○事務局長（増富 浩彦君） 自分がしよところが経営面積。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 貸付けは別に……。

○事務局長（増富 浩彦君） はい、そうです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そういう意味。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。そがん見てもらえればよかと思えます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それから5反幾らば貸すわけ。そしたら、これを。5反……。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これだけを貸してしまうわけたい。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 残りの1反を、何畝、1反残らんぐらいか。

○事務局長（増富 浩彦君） もう、ほとんど残らんですね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 分かりました。そがん計算にするか。計算の仕方分からんとやけど。

○事務局長（増富 浩彦君） 自分でしよところが経営面積で、残っとるところ……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 貸付けまでか。ここは、こんな、どがんなつとか。

○事務局長（増富 浩彦君） 貸付けは貸付けで別に、やっぱ、我がの経営面積に入らんですけん。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 我が土地じゃあるけど……。

○事務局長（増富 浩彦君） 我が土地ではあるけど、我が経営面積には含まれませんので。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） 先ほど途中でしたけれども、ちょっと前に戻ります。

ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第45号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第46号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔議案第46号の朗読〕

議案書36ページ、整理番号1番です。本案件は再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第46号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第46号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案については異議なしと回答することとします。

次に、日程第8、報告第8号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君）

〔報告第8号の朗読〕

議案書38ページを御覧ください。

受付番号1番、2番です。本案件は、所有者より申出があった農地を地元農業委員に確認していたが、B分類と判断されたため、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第8号についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「あります」と言う者あり）ご異議なしと認めます。したがって、これらの……。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとすみません。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっとすみません。これ、ちょっと、聞きたかことが、ちょっと、今。

ちょっと、すみません。今の議案第46号のやつを今見よってから、36ページです。こんOさんが公社に貸すわけたいな。そしてOさんが借りるという形になつとるでしょう。A to Aでしょう。そうしたときさ、Oさんは貸付け1,208、この1,208は、こん1,208とは違うとやろけんな。ここに今ある1,208と今ここに貸付けの1,208があるじゃなかですか。（「一緒です」「一緒です」と言う者あり）一緒のところ。（「一緒」「一緒のところやろう」と言う者あり）

○議長（馬場 保君） よかですね。

○委員（2番 内田 弘幸君） いや、そしてさ、それよかったけど、これはこれでよかですけど、そうしたときに、公社に貸して、公社から借りるとやろ、そしたら、借入地にならんばいかんとじゃなかかなと思うとですけど、こっちのほうは貸付けでよかけど、下のほうは借入地にならんば、とじゃなかかなと思って、ちいと、今、と思えますけど。ちょっと、さっき、さっきから森崎さんがいろいろ質問しよらしたもんけ、森崎さんが言わすかなと思とったんですけど。（笑声）（「字が見えんでさ」と言う者あり）それで、すみません。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。事務局、説明を。

○事務局（藤吉 文女君） おっしゃられるとおりで。ちょっとシステム上、一人の人なので、引っ張ってきてしまっ、こういうふうな表示になってしまっ、申し訳ありません。（「下のやろ」と言う者あり）気をつけます。（発言する者あり）下は借入れになるので。（「下は借入れ」と言う者あり）はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 本来A to Aとは、農業委員会では想定しとらんもんやけん、その辺はそがん見方をしてもろうたら、事務局的には助かります。

○委員（2番 内田 弘幸君） 分かりました。次からそういう風にします。

○議長（馬場 保君） 内田委員、よろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。

○議長（馬場 保君） 貴重なご意見ありがとうございました。

森崎委員、何かございますか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） よかです。

○議長（馬場 保君） それでは、先ほどの続きに入ります。

ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。

どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

3時5分まで休憩とします。

午後2時55分休憩

.....
午後3時05分再開

○議長（馬場 保君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくをお願いします。

それでは、本日の協議に入ります。

まず、農地利用最適化推進委員の選任についてですが、6月6日付で退職された推進委員の欠員補充のため、国見町多比良地区において推進委員の追加募集を実施いたしました。

6月20日から7月19日までの期間で募集した結果、1名の方を候補者として自治会より推薦していただいております。

本来であれば、選考委員会を開催すべきところですが、候補者が1名であることから、この会議の中で承認をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） では、候補者について、事務局より説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 事務局です。

先ほど配付しております資料を御覧ください。

ホッチキス止めの冊子の分で、1枚めくっていただいて、自治会が、国見町小ヶ倉地区自治会長からの推薦届出を添付しております。

推薦をする地区名が多比良地区、候補者の方のお名前が吉田勝さん。

職業は農業。

経歴については、平成14年に就農されて現在に至っております。

農業経営の状況については、作目営農類型が水稻、露地野菜、施設野菜で、経営耕地面積が、田んぼが70アール、畑が200アール、農具、農業労働力が4人となっております。

4ページをお願いします。

推薦の理由としまして、地域農業や農業情報に精通しており、担い手への農地集積や耕作放棄の未

然防止、解消等、農業推進業務に貢献できると考えるという理由をつけられております。

5 ページ目には本人さんの承諾書と、6 ページ目が宣誓書を提出いただいております。

なお、雲仙市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第3条で規定の推薦及び応募の資格である要件の3つについて、1つ目が、市が設置するほかの附属機関等の委員でないこと、2つ目が破産者でないこと及び刑罰を受けてないこと、3つ目が暴力団との関係がないこと。

以上について、関係機関への照会を行いまして、全て要件を満たしていることを確認をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありましたら、挙手の上発言をお願いします。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっとお尋ねしますけど、この推薦をさ、自治会長はよかとけど、地区の、その地域の農業委員さんにも、1人だけでも、もし、よければ、推薦者になってもらえれば、ますます、よかとやないかなと、私は、もう1人ですね、思うんですけど、いかがですか。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。国見地区の農業委員の方よろしいですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） この人を、近辺の要するに人が1人推薦人として、ここに名前を書いていたければ、1番よかったやなかろうかって、私は思うんですけど、どがんでしょうか。皆さん。

○委員（17番 小筏 正治君） いや、よかですか。私から。この案件に……。

○議長（馬場 保君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） いいですか。対して、今、森崎委員が言われて、東部調査会で事情がありまして、そのうち誰か応募者あたりが出てくれば、私たちあたりが、誰々さんが応募していると耳に入るかと思っと思った。全然今日までそういうことが分からんやったわけですよ。それで、これを見て、誰がならしたとやろか、初めて分かったことであって、できれば、東部の調査会あたりぐらいには、農業委員あたりが、誰々さんが応募したらどうでしょうかというぐらいは。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そして、そやけん推薦人を1人、もし、よければ、農業委員さんの名前を書いて、これにいただければって、私は思います。

○委員（17番 小筏 正治君） 確かにそうですね。多比良、国見も、東部、国見も、その中の多比良地区のことが主になるから、多比良の農業委員さんあたりもさ……。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そやけ、俺たちはもう多比良とか、どことか、分からんもんやけん。やっぱ、その中で誰かなと思っってから聞きよるんです。

○委員（17番 小筏 正治君） 私も初めて見ます。これ。どかんですか、中川さんよ。自分が承認

することができることであらばさ。

○委員（8番 中川 實美君） やっぱ、なかなか難しかですよ。断られるとも多かです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いやいや、よかとけど、なるべくなら、こがん時は農業委員さんが1人推薦人として、1人だけやけんさ。1人農業委員さんが立ててしたほうがよかっとじゃなからうか。

自治会長が今してくれとって、その別に第1推薦者とかさ、そこに、中川君なら中川君がここを推薦しますって書いてくれとけば、ますますよかっちゃなからうかと俺は、そういう意味で言った。

○議長（馬場 保君） 森崎委員から意見出まして、地元の農業委員の方がその推薦者の1人ですたいね、そういう形になってもらったほうが、まだまだいいんじゃないかというご意見ですけど。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、ほかのとも知らんもんじゃけ。ここやったら農業委員さんあたり全部知っとんけんさ。ああ、この人を推薦しとらすとやなって、意味の分かるもんやけ。

○委員（8番 中川 實美君） そんなら、これから、そうします。

○委員（15番 森崎 茂徳君） よろしく。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。中川委員の署名ですたいね、そこをしていただければというご意見ですが、その件、ほかの地区、町外の方もご意見どようにお持ちか、意見がございましたらお願いします。

○委員（14番 東 康敬君） ちょっと、よかですか。

○議長（馬場 保君） 東委員。

○委員（14番 東 康敬君） これは東部調査会の1人が辞表を出して最適化推進委員を辞められたわけですたいね。その中で、これを募集するときには、一般公募をするものか。それとも、その地区だけの公募をするものか。そこら辺によって、このやり方物すごく変わってくると思うわけですよ。例えば、一般公募をしてですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） しないと。この前、せんと言った。その地区だけで。忘れとったやろ。

○委員（14番 東 康敬君） ああ、そうか。（発言する者あり）（笑声）多比良だけで募集を、欠員のところの場所だけで公募はするということで、分かった。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（14番 東 康敬君） はい。

○議長（馬場 保君） あと事務局に伺いますけども、あと、ここに署名しとくのだけでも、そっちのほうがよか気がする……。

○事務局長（増富 浩彦君） よかですか、事務局から。

基本的に、今、東委員さんが言われたこと、一般公募の形で、雲仙市の農業委員会で、今回は国見町多比良地区に限って募集をしますよという募集の仕方をやととですよ。

今、森崎委員さんから提案のあったやつで、この応募用紙に中川委員さん、言われることは十分分かつたんですけど、別紙でつけるような形でもよければ、そういう形を取らせていただければかなというところが、事務局的にあります。

○委員（15番 森崎 茂徳君） どちらでもよかと、一応、名前は、農業委員さんの名前は1人上げとったほうがよかったやなかろうかなと。

○事務局長（増富 浩彦君） 中川委員さんが言われたこと、団体推薦で、自治会からの推薦で、今回、多比良地区の自治会の小ヶ倉自治会から推薦で上がってきとらすもんやけん、中川委員さんの推薦で出てきとるわけじゃなかとですよ。

推してくれとらすは、多分、中川委員さんがしてくれとらすでしょうけど、別紙という形によければ、別紙でつけさせてもらうような形を取らせていただけたらと思います。

○議長（馬場 保君） ただいま事務局から説明がありましたけども、事務局の別紙でつけていただければという意見ですけど、皆さん、そのようによろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ありがとうございます。では、いいですか。

○委員（17番 小筏 正治君） 今後の流れとしてはどうなりますか。

○事務局長（増富 浩彦君） 今日をもって就任にということで、本人には伝えたいと思います。

○委員（17番 小筏 正治君） それは、また、ちゃんとした辞令も。

○事務局長（増富 浩彦君） はい。今日はもう無理なんで、来週、週明けにでも来てもらって……。

○委員（17番 小筏 正治君） 会長のほう……。

○事務局長（増富 浩彦君） 会長のほうから手渡してもらおうかと。

○議長（馬場 保君） よかですか。（「今日付ね」と言う者あり）

ほかに何かご意見ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようですので、農地利用最適化推進委員の選任については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、原案どおり承認することに決定いたしました。

皆様ほかに意見ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様お疲れでございました。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 8月 5日

議 長

署名委員

署名委員